

第53期（令和4年度）熊本地方最低賃金審議会

第53期第13回本審 議事録

- 1 日 時 令和4年10月14日（金）10時30分～11時30分
- 2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階 大会議室
- 3 出席者
（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、高峰委員
本田委員
（労働者代表委員） 西委員、猿渡委員、花岡委員、
松村委員、山本委員
（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、坂本委員、原委員

【事務局】（熊本労働局） 新田労働局長、東労働基準部長、柴田賃金室長、竹森賃金室長補佐、秋吉専門監督官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

（1）特定（産業別）最低賃金改正答申

（2）その他

5 議事内容

室長補佐 皆様おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第53期令和4年度第13回熊本地方最低賃金審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、本日お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づきまして、審議会の公開の公示をいたしましたところ、本日は1名の方から傍聴の申し込みがありましたので、ご案内を申し上げます。

報道機関の方も、最低賃金の広報をどうぞよろしくお願いたします。

それでは、今後の議事進行を高峰会長にお願いいたしたいと思ひます。会長よろしくお願ひします。

会長 おはようございます。それでは、早速、議事に入ることになります。まず、定足数の報告を事務局からお願いいたします。お願いいたします。

室長補佐 本日の委員のご出席は、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名で委員総数15名中13名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、委員の3分の2以上、または労働者委員、使用者委員及び公益委員の各3分の1以上の出席の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

審議に入ります前に、最低賃金審議会委員の交代がありました。この場をお借りしまして、紹介させていただきます。

労働者委員の中谷真弥委員が、令和4年9月12日付で辞任されました。そこで、辞職に伴い、補欠候補者の推薦公示を行った結果、令和4年10月3日付で松村勲委員が就任されたので、ご紹介いたします。松村委員です。

松村委員 今回、最低賃金審議会の委員になりました自動車総連の松村といいます。よろしくお願ひします。

室長補佐 それでは、会長、議事進行をお願いいたしたいと思ひます。

会長 それでは、今日の議題の1番目、熊本県特定最低賃金の改正について進めたいと思ひます。熊本県の三つの特定最低賃金の電気機械専門部会、百貨店専門部会及び輸送機械専門部会におきましては、10月12日までに改正決定に係る審議を行いました。その審議経過につきまして、各部長から報告をお願いすることにいたします。それぞれの専門部会報告書の写をお手元に参考資料としてお配りしておりますので、ご確認ください。参考資料1が電気機械専門部会報告書(写)、参考資料2が百貨店専門部会報告書(写)、参考資料3が輸送機械専門部会報告書

(写)であります。それでは、電気機械、百貨店、輸送機械の順番で報告をお願いしたいと思います。まず、電気機械専門部会の審議経過につきましては、部会長の私から報告をいたします。

電気機械専門部会は、まず第1回目を9月28日に行いました。労働者代表側からプラス37円、900円という提示がありました。理由としては、目指すべき水準としては電機連合の1,071円をはじめ、幾つかの数字はあるけれども、今回は労働協約方式に協力してもらった12事業者の最低額を目指したいということでプラス37円の提示があり、これに対して使用者代表側はプラス28円、891円という提示がありました。理由としては、このところの最低賃金の引上げ額が非常に高い水準で推移していることについて危惧の表明があった上で、2022年度の中央最低賃金審議会はさまざまな指標を示しながら3.3%の引上げという考えを示した。この数字について一定の納得感があったということで、この3.3%を根拠として28円を示されました。37円と28円でまだ開きがありましたので、第2回を10月5日に行って再提示をお願いしました。

労働者代表側は35円の提案をいただきました。考え方としては、労働協約方式に協力してもらった12事業者の平均時給1,039円を5年間で解消するという考えに立って35円になりました。これに対して、使用者代表側はプラス32円という提示でした。影響率や特定最賃の電気の基幹産業としての役割は理解できるけれども、われわれとしてはぎりぎり提示できるのが32円までだということでありました。これを受けて、公労、そして公使会議を何度か繰り返しました。公益としては、深刻な人手不足という現実、それから半導体企業の進出で構造的な変化も起ころうとしていることも踏まえた電気機械の金額を出したいということで理解を求めました。その結果、労働側が35円から2円下りていただいて、使用者代表側は32円から1円プラスを出していただいて、プラス33円、896円で労使の一致をみました。公益代表側として参加した立場から言うと、電気機械は熊本の未来の米のような役割も期待されているのかなという気がしております。なかなか厳しいところはありますが、今回は、労使双方がお互いの立場を主張する中で、相手の立場にも配慮してもらって、労使一致で金額

が決まったことについて、心から感謝したいと思います。電気機械部会の報告は、以上のとおりです。次に、百貨店専門部会の審議経過につきまして、報告をお願いします。

公益委員

百貨店、総合スーパーの部会の経過についてご報告いたします。第1回の期日は10月4日に開かれました。他の部会から少し遅れての開催となりましたが、その際、労側から、福岡、山口の特定最低賃金との乖離や熊本県の有効求人倍率の推移、個人消費等の持ち直し、こういった背景のほか、同一労働同一賃金等の法整備が進む中、百貨店、総合スーパーの短時間労働者の賃金上昇は必然であると、また働き方、生活スタイルの変化への対応のためにも良い人材確保の必要性が高いという基本的見解が表明されました。使用者代表側からは、賃金引き上げ自体には理解を示されながらも、地域別最低賃金自体が例年大幅な引上げを続けていること、百貨店の具体的な売上や利益の推移を示しつつ、企業物価の高騰により支払い能力が非常に厳しいと述べられまして、その一方で消費者物価の上昇が消費マインドの冷え込みにもつながって、百貨店、スーパーの業界には他と業界と異なって、両面から賃上げを困難にする影響が出ている状況にあるのだといった見解が表明されております。

そのようなそれぞれの基本的見解を基礎に、1回目の金額提示につきましては、労働者代表側からは、本来であればより高い賃金が相当であるものの労働契約の最低額の上限ということで、地域別最低賃金プラス12円の865円、使用者代表委員側からは本来であれば現状での引上げは無理を強いるものであるものの賃上げ自体には理解を示し、かつ金額審議としては地域別最低賃金を上回る額とせざるを得ないということで、プラス1円の854円の提示がなされています。

百貨店、総合スーパーの特定最低賃金につきましては、昨年、必要性を認められず、金額審議自体がなく、その改定がなされていなかったこともありまして、労働者代表側、使用者代表側ともに具体的な金額の審議は、非常に難しいものであったと思います。そのような思いを公益代表側としても共有しております。ただ、このような困難の中、特定最低賃金の意義であるとか、労使のイニシアチブにより決定されるべきであるものであることについては、共通認識がありましたので、協議を進めて

いく一つの材料として、公益代表側から前々年度の特定最低賃金から2年分の地域別最低賃金の引上げ額60円になりますけれども、これを加算したような額というのが、一つ参考になるのではないかと。なかなか説明をするにも難しい場面なのですけれども、議論に一石を投じる観点からお伝えをして、第1回の期日を終えています。10月7日の第2回におきましては、2回目の金額提示をいただきました。実際、公益代表側としては、すごく難しいご提示になるのだろうと想定していたのですが、労使双方、合意に向けて率直な歩み寄りをみせてくださいます、労働者代表側からは労使で合意できる金額を模索するというので、四捨五入による区切りが得られるであろうというところを念頭に、大幅な譲歩をいただきまして、地域別最低賃金プラス3円の856円、使用者代表側からは本来プラス1円以上に上げようがないというご認識なのですけれども、労使のイニシアチブの発揮ということと、影響率で大きな壁が出てくる数字がプラス3円のところからだったので、プラス2円の855円までが限界だということ、それぞれ提示いただきました。労使双方、相手方の率直な歩み寄りを評価されておりまして、信頼関係の一層の醸成が図られたものと感じています。

その後、公労、公使会議を設けて話をさせていただきまして、会議を経た上で3回目に、労働者代表側から労使の信頼関係の重要性ということと、特定最低賃金が復活することの意義、それと地域別最低賃金に張り付いた額に甘んじないということの意義を評価いただきました。これを大切にさせていただいて、さらに1円の譲歩を得て、プラス2円の855円で全会一致をみ、地賃プラス2円、855円の結論を得たという次第です。

経過としては以上です。

会長 ありがとうございます。次に、輸送機械専門部会の審議経過につきまして、報告をお願いいたします。

公益委員 それでは、私からご報告をさせていただきます。輸送機械につきましては、全3回の審議会を開催いたしまして、結論としては全会一致、前年プラス29円の931円で答申をさせていただいております。

この間の経緯といたしましては、まず第1回目の議論におきまして、労働者代表側はプラス32円で934円、使用者代表側はプラス19円で921円というご提示をいただきました。

それぞれの理由といたしまして、まず労働者代表側といたしましては、人への投資と分配の重要性という労働組合の主張の下、春闘においても賃金水準引上げの動きがみられるようになってきていると、一方で特定最低賃金の引上げに関しては、熊本県は他県の特定最低賃金の動向と比較すると引上げ額が総体的に低い状況にあると、産業全体としての出荷状況は横ばいではありますが、他方で求人は高い水準にあり、また中小企業におきましても、人材確保や物価の上昇を理由とする賃上げの動向がみられるという前提をご説明されました。このような状況下で、労働者代表側としては、業種としての賃金の優位性を維持し、長中期的な賃金水準の向上や未組織労働者への波及効果等の観点から、最低でも地域別最低賃金と同額の前年度プラス32円を主張ということでございました。

一方で、第1回目の使用者代表側の主張といたしましては、各種融資の返済などが始まるとともに、材料不足による生産台数の減少や資源の価格高騰が企業経営にとって非常に大きな打撃を生じさせていると、また今後の業況判断におきましても、輸送機械はマイナスがみられると、さらに中小企業におきましては、価格転嫁も困難であること、それから日本の場合は解雇権の制限法理に基づきまして、労働者の雇用調整といった手法を取ることが困難でありまして、使用者代表側としては打撃に対して企業が対応する手段も限定的であるのだというご説明がございまして、そういう状況下で、32円という地域別最低賃金アップが非常に大きな打撃であり、特に中小企業に対しては配慮が必要であるという認識の元、使用者代表側といたしましては、過去5年間の賃金引上げ額の平均額であります18.8円を四捨五入いたしまして、前年度プラス19円、2.1%アップを第1回目に主張されました。

これで第1回目が終わりました、引き続き、第2回目が9月30日に行われております。この審議では合計2回の金額提示が行われました。冒頭の第2回目の金額提示におきましては、労働者代表側は実勢賃金などを勘案し、前回と変わらず32円、使用者代表側は価格転嫁が困難な企業等ではありますが、春闘の

賃上げ率、あるいは影響率なども考慮に入れ、26円という再提示をいただいております。

次いで、3回目の金額提示が行われまして、労働者代表側から使用者代表側の状況にも配慮し、また全労働者の影響率を勘案したということで、29円というご提示をいただきました。他方で使用者代表側からは、パートの影響率において第2回のご提示でお示しいただきました26円と同じ影響率の上限としての28円という額をご提示いただきました。第2回目は、ここで審理が終了しております。

依然として1円の開きがある中で、第3回の予備日である10月12日を使って審議が行われております。こちらでは、冒頭、第4回目の金額提示をいただきましたが、どちらも前回の最後の金額提示と同じ1円の差で、これが埋まりませんでしたので、今回初の試みといたしまして、公益が外れまして労使間の2者協議をお願いしたところです。労使で真摯にご協議をいただいたのですが、やはりこの1円の差が埋まらないということで、最終的には公益代表委員の判断に委ねていただけるということのでございましたので、公益代表委員で協議をさせていただきまして、最終的に29円というご提示をさせていただきました。その理由といたしましては、大きく2点ございます。一つは、この28円と29円では全労働者の影響率が僅差であったこと、それから電気機械等が地域別最低賃金プラス1円等で結審していることを鑑みまして、今後の労働力確保競争の激化などを勘案しますと、やはり少しでも高い方で優位性が保たれた方がいいだろうという判断の下、29円という提示をさせていただきまして、全会一致で結審になっております。

輸送機械におきましては、今回初めての試みといたしまして、労使間の協議を行わせていただきましたが、労使のイニシアチブという特質の性格からいたしますと、非常に有意な試みであったと個人的には思っております。また、輸送機械におきましては、冒頭より履行確保の重要性が非常に強く委員から、ご主張がありました。履行確保につきましては、行政による指導等の監督業務も重要であります。やはり自ら最低賃金を決定したということが、今後、最低賃金額を移行するための重要な正当性の根拠になるのではと思っておりますので、こういう意味でも今回の試みは非常に評価できるものではないかと思ってお

ります。

以上でございます。

会長

それぞれありがとうございました。電気機械、百貨店、それから輸送機械各専門部会の経過報告は、以上でございます。ただいまの3部会の報告につきまして、何かご質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

いずれの専門部会においても、全会一致で結審いたしております。最低賃金審議委員会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって審議会の決議とし、既に答申文を作成し、労働局長に提出しておりますことをご報告したいと思います。

なお、答申文の写しは、お手元にお配りしておりますので、ご確認ください。朗読は省略いたします。

確認ですけれども、資料1が電気機械産別最賃の答申の写、資料2が百貨店産別最賃の答申の写、資料3は、輸送機械産別最賃の答申の写であります。これらの答申文について、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、ただいまから答申文を労働局長に改めて手渡ししたいと思いますので、事務局は報道機関の方をご案内ください。

(マスコミ入室)

会長

今、報告がありましたように、特定最低賃金をめぐる三つの部会で、いずれも労使協議の結果、全会一致で結論を出すことができました。まずは、労使双方に感謝したいと思います。

ウクライナ情勢の不透明化とか、円安とか、加えて人手不足という深刻な波が来ております。一方で、熊本では半導体企業の本格稼働に向けてさまざまな変化が出始めている。一方で、経済状況が非常に厳しいのだということがありました。こういう声があるのも事実であります。

いずれにしろ、熊本で働いてよかった、熊本で働きたいと、そう思われる熊本をどうつくっていくか。これは、労使を問わず、われわれ公益を含めた課題だろうと思っております。この最低賃金審議会という場合は、その意味でも貴重な場でもあります。今回は、公労、労使会議というこれまでの方式の会議に加えて、労使協議の場を始めて設けられました。産別の労使のイ

ニシアチブという、本来の趣旨に沿ったものだろうと思っております。審議会としても、これからの熊本の未来のために、そういう工夫を重ねたいと思います。

それでは、これから局長に答申をしたいと思っております。

会長

熊賃審発第21号

令和4年10月5日

熊本労働局長 新田峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武

熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正答申について（答申）

1時間896円

熊賃審発第22号

令和4年10月7日

熊本労働局長 新田峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武

熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定について（答申）

1時間855円

熊賃審発第25号

令和4年10月12日

熊本労働局長 新田峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武

熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

1時間931円

室長補佐

ありがとうございました。では、マスコミの方の撮影はここまででお願いいたします。では、会長お願いいたします。

（マスコミ退室）

会長

今、答申文を局長に手渡しました。局長のあいさつをよろしくお願いいたします。

局長

ただいま、会長から「電気機械」と「輸送機械」、「百貨店、

総合スーパー」の三つの専門部会の答申文を頂いたところでもあります。短い期間にはなりますけれども、それぞれ各部会とも非常に精力的にご審議をいただきました。その結果、いずれも全会一致での結審に導いていただきまして、ありがとうございます。改めまして御礼申し上げます。

私どもといたしましては、今後、これらの答申を踏まえまして、12月15日の発効を目指しておりますが、その効力の発効に向けまして、今後、異議の申立の受付をはじめとして、所要の手続きを迅速に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。今、専門部会での報告などにもありましたように、経済環境などもさまざまに変化する中で、審議にあたっては非常に難しい側面もあったらうとは思いますが、その中で何とかここまで結審まで導いていただいたこと、改めて感謝を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。

会長 それでは、次の議題に入ります。特定最低賃金に係ります三つの専門部会の廃止についてですけれども、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 熊本県特定最低賃金専門部会の廃止についてです。最低賃金審議会令第6条第7項で、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされております。また、来期、手引等においては、専門部会の任務を終了する前においても、あらかじめ「専門部会がその任務を終了したときは、当該専門部会を廃止する旨の議決を行うこともできるとされております。来週月曜日の17日から、熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示を10月31日月曜までいたします。それに対する異議申出が提出されれば、本審を11月1日火曜日に開催しますが、異議申出がない場合は、本審を開催する必要がございませんので、本日の本審議におきまして、特定産業別最低賃金専門部会がその任務をしたときは、当該専門部会を廃止するとの議決をあらかじめお願いいたいということでございます。よろしくお願いいたします。

会長 ただいまのご説明について何か意見はございませんか。それでは、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会、百貨店、総合スーパー専門部会は、任務を終了したことから廃止することにしてよろしいでしょうか。

委員全員 はい。

会長 どうもありがとうございました。それでは、この三つの専門部会につきましては、廃止することにいたします。

 最後の本日の議事録について公開、資料につきましても公開としますが、よろしいでしょうか。

 それでは、本日の議事録及び資料については、公開といたします。

 次に、事務局から今後の審議会日程等に説明をお願いします。

賃金室長 今後の審議会の日程についてですが、特定最低賃金の改正につきましては、先ほども説明いたしました。来週から31日までの15日間、熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示を行うこととなります。審議会の意見に関する公示につきましては、10月31日までに異議申出があった場合は、第14回本審、異議審を11月1日火曜日10時からA棟10階大会議室で開催を予定しておりますので、そのときは改めてお知らせ申し上げます。異議申出があった場合は、すぐに委員の皆様にはメールをいたします。

 異議申出がない場合は、申し訳ございませんが、10月31日月曜日午後5時過ぎぐらいになるかと思いますが、最終的な連絡をさせていただきます。ご迷惑かけるとは思いますが、よろしくお願ひ申し上げます。

 その後、行われる審議会についてですが、毎年3月に令和5年度の審議会運営協議等の説明を行いまして、協議も兼ねまして、3月6日月曜日から3月13日月曜日まで、この1週間のうちで土日を除いた日で、第15回本審を開催する予定であります。まだ先ですが、一応、この日で日程の確保をお願いしたい

と思います。正式に決まりましたら、あらかじめ早めに日程調整の案内をさせていただくことになると思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。ないようでしたら、以上で本日の審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。